

令和7年度予算の概要 (障害児支援関係)

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和7年度予算における主な事項（障害児支援関係）

令和7年度予算 5,204億円の内数 +0.7億円 (デジタル庁一括計上)

令和6年度補正予算額 98億円

(1) 良質な障害児支援の確保

4,925億円

- 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

【令和6年度補正予算】

- 令和6年人事院勧告を踏まえた障害児施設措置費の人事費の改定 6億円
- 障害児入所施設等に従事する職員の人事費について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた障害児施設措置費の引上げ等を行う。

(2) 地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進【拡充】

207億円の内数

- 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援及び乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を実施する。
- 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

(3) 専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

207億円の内数【再掲】 +0.7億円 (デジタル庁一括計上)

- 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。また、「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。
- 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

令和7年度予算における主な事項（障害児支援関係）

（4）早期発見・早期支援等の強化【新規】

207億円の内数【再掲】

- 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、様々な機会を通じた子どもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。

（5）障害児支援人材確保・職場環境改善等にむけた総合対策

【令和6年度補正予算】

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ○ 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業 | 84億円 |
| ・ 障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善等を図ることによる職員の離職の防止・職場定着を推進する。 | |
| ○ 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 | 5億円 |
| ・ 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。 | |

（6）ICTを活用した発達支援の推進

【令和6年度補正予算】

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ○ 発達障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 | 75百万円 |
| ・ 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。 | |

（7）その他の施策

【令和6年度補正予算】

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ○ 热中症防止対策及び性被害防止対策の実施 | 2億円 |
| ・ 障害児支援事業所等において、子どもの安全を守る観点から、熱中症防止に資する新たな壁掛けエアコン等の導入、子どもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。 | |
| ○ 被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担減免の特別措置 | 3百万円 |
| ・ 令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。 | |

令和7年度予算 4,871億円（4,690億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を負担する。

事業の概要

（1）障害児入所（通所）措置費

都道府県等が支弁する障害児入所措置費及び障害児通所措置費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

※障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

（2）障害児入所（通所）給付費

都道府県等が支弁する障害児入所給付費及び障害児通所給付費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

（3）障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- （1）障害児入所（通所）措置費： 17,097,795千円（16,201,404千円）
- （2）障害児入所（通所）給付費： 460,300,997千円（443,513,949千円）
- （3）障害児相談支援給付費 : 9,685,965千円（9,288,851千円）

令和7年度予算 54億円（54億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児通所措置（給付）医療費及び障害児入所措置（給付）医療費に要する費用を負担する。

事業の概要

（1）障害児入所（通所）措置医療費

都道府県等が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置医療費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係るもの

※障害児通所措置医療費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

（2）障害児入所（通所）給付医療費

都道府県等が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- （1）障害児入所（通所）措置医療費： 1,149,800千円（1,152,189千円）
- （2）障害児入所（通所）給付医療費： 4,230,736千円（4,239,527千円）

事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

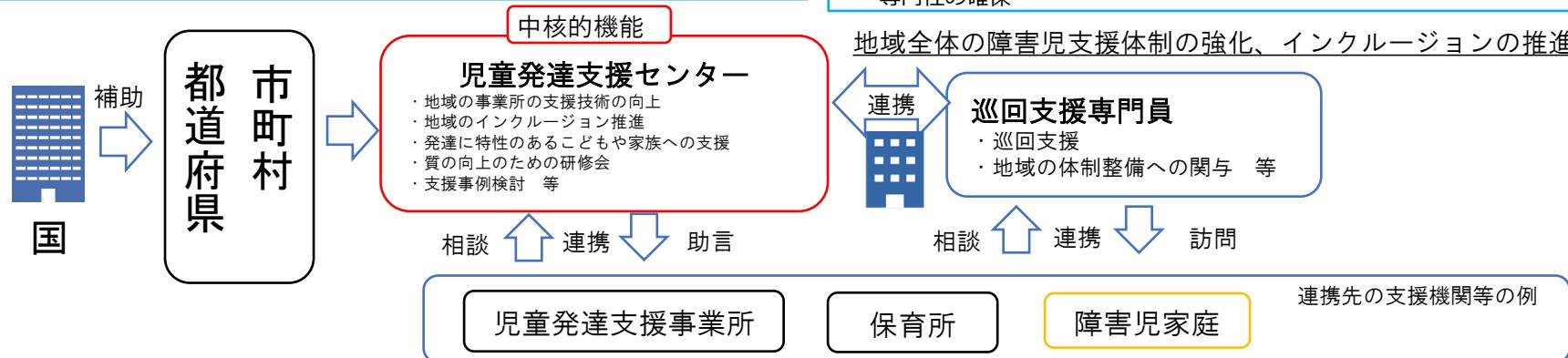
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業 【拡充】
- ・発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業 【拡充】
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国1/2、市町村1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国1/2、都道府県1/2

【補助基準額】

① 児童発達支援センターの機能強化等

・児童発達支援センターの機能強化 センター1箇所当たり 7,301千円

・地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進 センター1箇所当たり 3,305千円

・母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進 センター1箇所当たり 1,445千円

② 巡回支援専門員整備

1市町村当たり 5,572千円

実施目的

障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進める中で、地域のこども達の集まる様々な場（例えば、ピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等）において、合理的配慮の提供の下で障害児を受け入れていく環境整備が進むよう、これらの事業者に対する後方支援等を行うことで、関係者の理解・取組の促進やこども同士の相互理解を促し、地域全体のインクルージョンの更なる推進を図る。

実施方法・実施例等

幼児・児童期の発達段階や障害特性、合理的配慮の提供等に関する知識を有する専門員（以下「インクルージョン推進員」という。）を確保し、地域のピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等の事業者に対する後方支援（相談対応、研修、環境調整等）を行うほか、広く地域住民を対象とした講座の開催等の啓発、児童や保護者、地域住民からの相談・援助などを行う。

[取組例]

[研修会・相談等]

地域住民を対象に

- ・ 関係者やこども同士の理解促進のための講座の開催
- ・ 相談・援助、地域住民が参加可能な行事の開催、ボランティア受入れの調整等



[ピアノ教室]

目が不自由なこどもに、ドットシールを使って鍵盤に色やコントラストをつける。



[ダンス教室]

鏡やお手本を見て、左右反転させることが難しいこどもに、お手本を後ろから撮影した映像を提供する。



インクルージョン推進員



[啓発活動]

スーパーや公共交通機関の従業者に対して、声のかけ方や対応のポイント等をお伝えする。



[学習塾]

板書や書字そのものが苦手なこどもに、タブレット（の写真機能）やキーボード等の利用を促す。



実施目的

子どもの発達の特性を踏まえた「気づき」の段階からの早期の発達支援を一層推進するため、母子保健施策等と障害児支援施策がより緊密に連携し、発達相談の対応や発達支援へのつなぎ等を進めることで、地域において、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

実施方法・実施例等

子どもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、子どもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族や子ども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる等、母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援を推進する。

（活用例1：乳幼児健診等における発達相談・発達支援を推進）

乳幼児健診での発育・発達相談や保健師のフォロー、親子教室等



（活用例2：自治体の相談窓口における発達相談・発達支援を推進）

市町村の住民窓口、子ども家庭センター等



（活用例3：メールやSNS等を活用した発達相談・発達支援を推進）

電話、オンライン、メール、SNS等による育児相談を実施し
障害児支援等の必要な支援へのつなぎを行う



（その他：関係機関との連携等）

活用例1～3等の「気づき」の段階からの発達相談や発達支援を推進する取組について、地域の関係機関等と協議して実施することを通して、地域における母子保健施策等と障害児支援施策の連携体制の構築を行う。

母子保健 障害児福祉

連携体制の構築



<こども政策推進事業委託費> 令和7年度予算 国実施分 0.6億円 (0.1億円)

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 自治体実施分 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。（自治体実施事業とも連携）

自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

（例）

- 児童発達支援センター等を中心とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

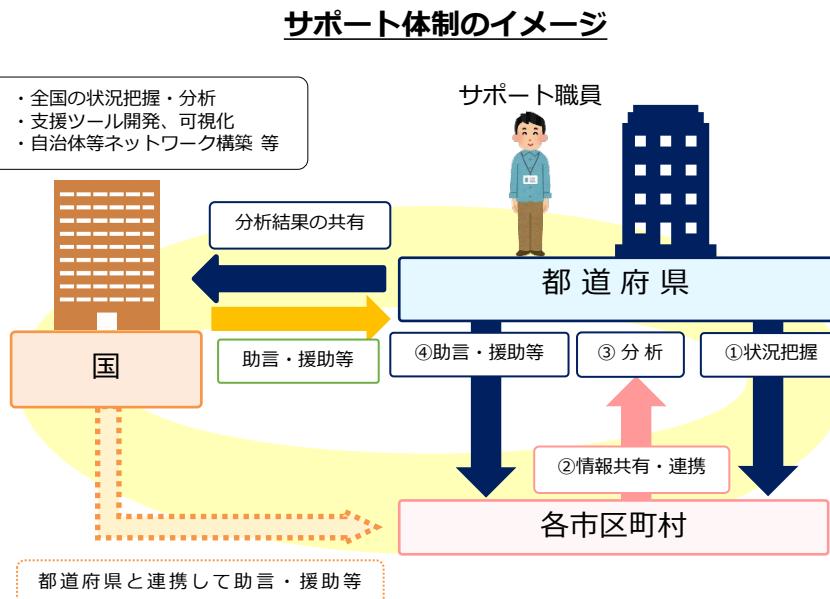
状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市

【負担割合（自治体実施分）】国 10/10



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて
国・都道府県と連携等

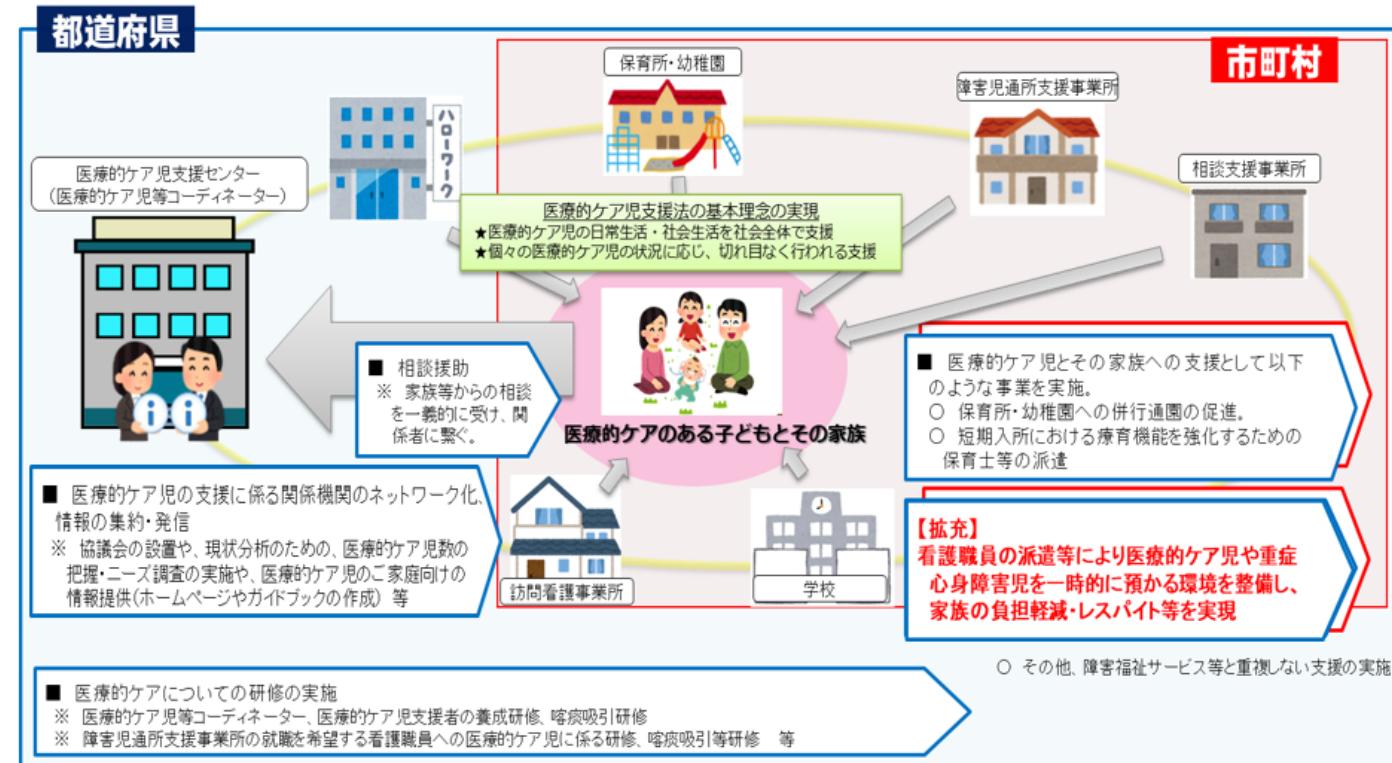
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ

【負担割合】 国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

【補助基準額】 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 1都道府県当たり 8,625千円（2人目以降、1人につき5,044千円を加算）

医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 1自治体当たり 5,141千円

一時預かり 1人当たり180千円

環境整備 1自治体当たり 500千円

医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備（医療的ケア児等総合支援事業）

実施目的

家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を一時的に預かる環境を整備する。

実施方法・実施例等

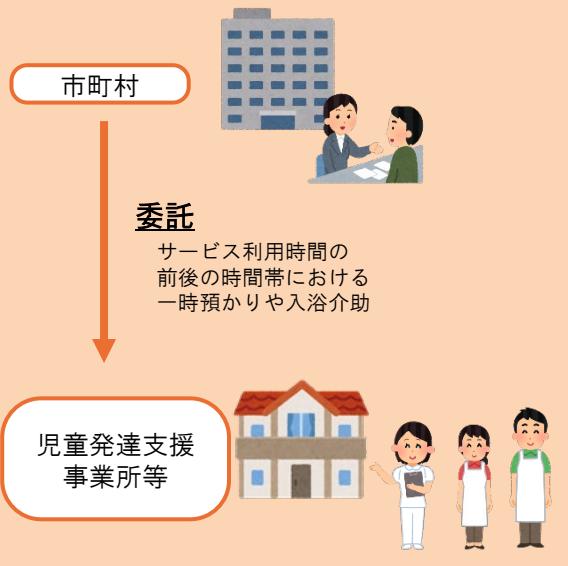
【一時預かり】

医療的ケア児等を受け入れるための体制を整備している事業所等への委託や、訪問看護事業所又は医療機関等への委託により、看護職員等を派遣するなどして、医療的ケア児等を一時的に預かり、医療的ケアや入浴介助、見守り等を行う。

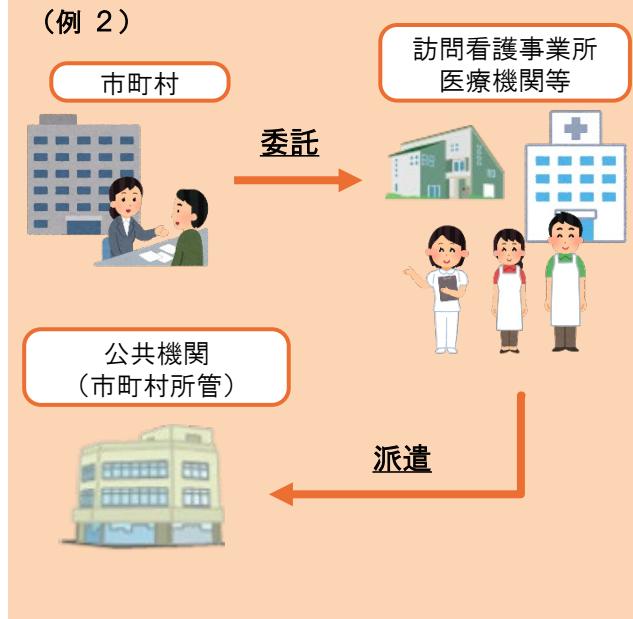
【環境整備】

一時預かりの実施にあたり、実施場所において、必要な備品・設備（段差解消スロープ、座位保持装置、点滴用スタンド等）が無いために医療的ケア児等の受け入れが行えない場合に、必要な備品の購入等にかかる費用を助成する。

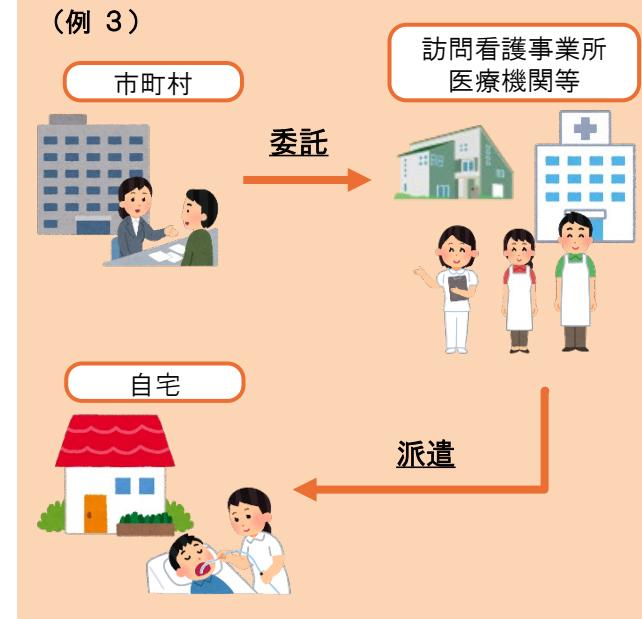
(例 1)



(例 2)



(例 3)



事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。

1.聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。

2.聴覚障害児支援の関係機関の連携強化

医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。

3.家族支援の実施

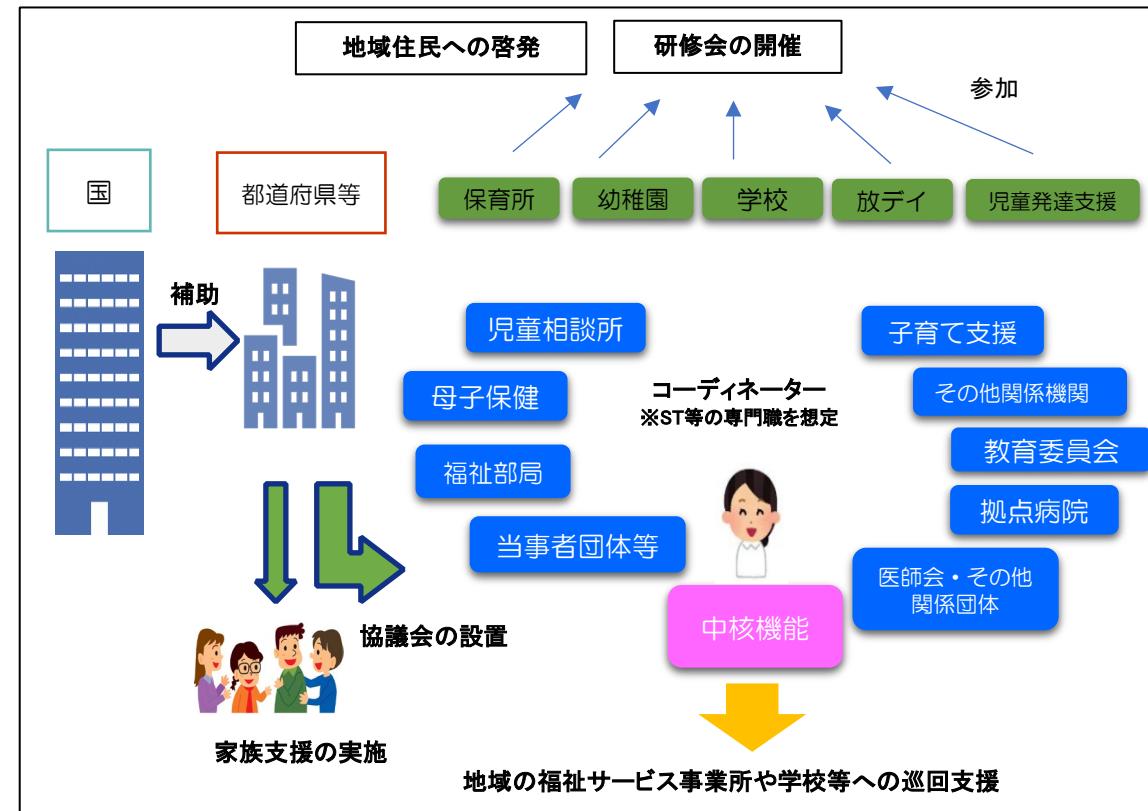
- ・家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
- ・聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
- ・子どもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。

4.巡回支援の実施

保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。

5.聴覚障害児に関する研修・啓発

保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国 1／2、都道府県・指定都市・中核市 1／2

【補助基準額】1都道府県・指定都市当たり 17,000千円

1中核市当たり 7,000千円

事業の目的

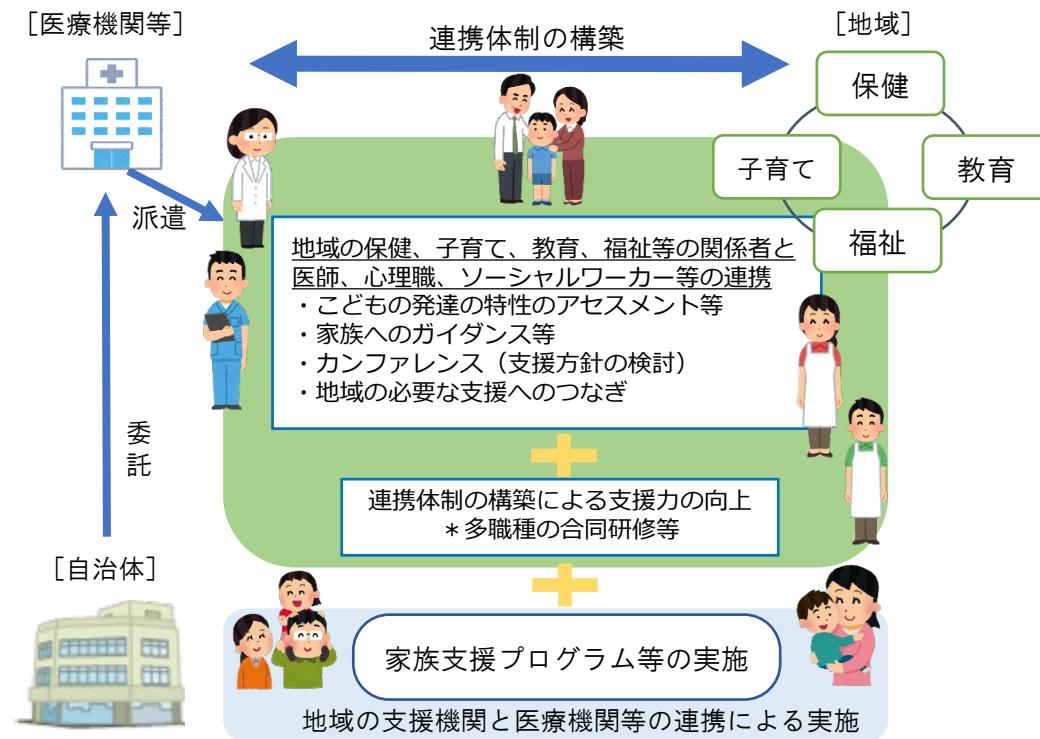
- 近年のかどもの発達の特性の認知の社会的広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方で、かどもの発達の特性への対応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数ヶ月も待たされる中で、スムーズに支援につながらないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、かどもの発達相談と家族支援の機能を強化することで、かどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

事業の概要

- 発達に特性のあるかどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、かどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、かどもと家族が相談しやすい場所において、かどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。
また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- かどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- かどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、かどもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのかどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

【負担割合】国1／2、都道府県等1／2

【補助基準額】	1都道府県当たり	8,500千円
	1指定都市当たり	7,700千円
	1中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 障害児通所支援事業所において、ICTを活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るために万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

事業の概要

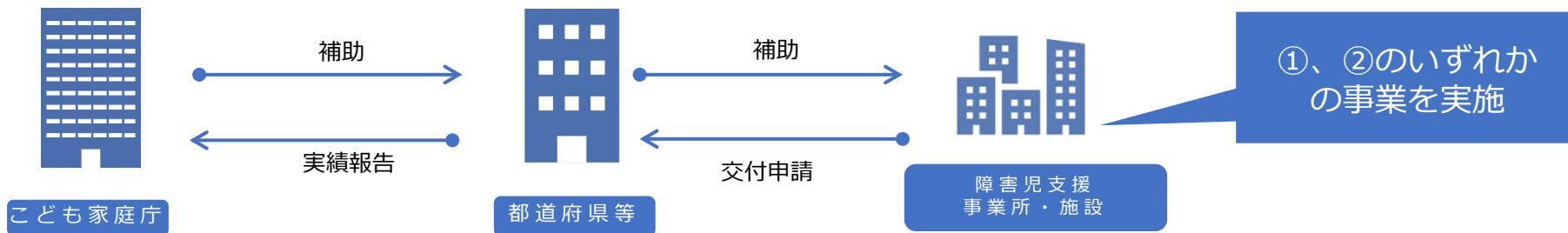
- 子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

① ICTを活用した子どもの見守り支援事業

- ・ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

② 登降園管理システム支援事業

- ・適切な登降園管理を行うためのシステムの導入



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】（①及び②）国3/5、都道府県・指定都市・中核市1/5、事業者1/5

【補助基準額】

① 1施設又は事業所あたり 200千円

② (端末購入を行わない場合) 1施設又は事業所あたり 200千円
(端末購入を行う場合) 1事業所あたり 700千円

<情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費> 令和7年度予算 0.65億円（0.65億円）

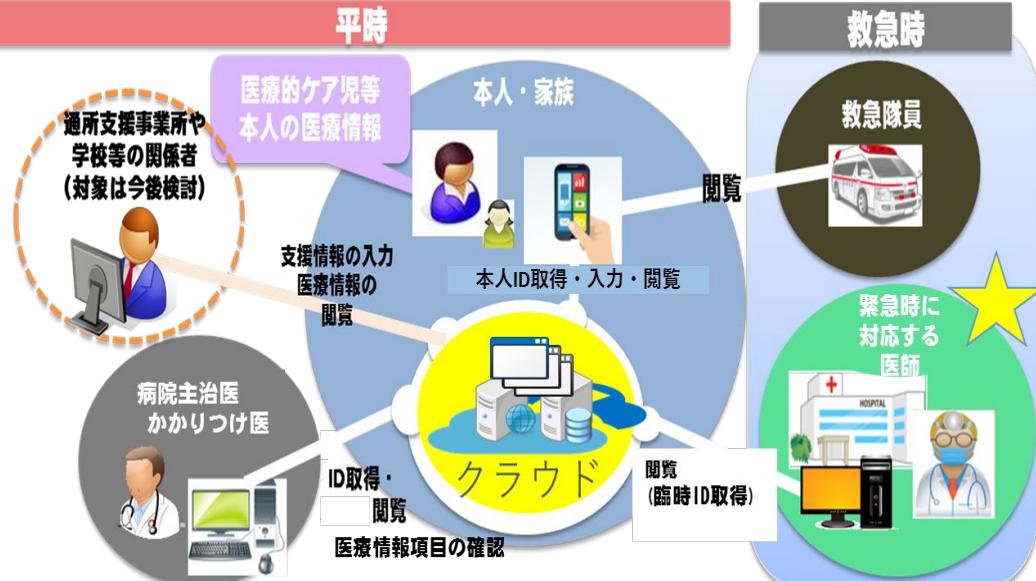
事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

事業の概要

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」（MEIS）について、運用・保守を行う。

※ MEIS : Medical Emergency Information Shareの略称



【基本情報画面】

MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム
受入 太郎さんの基本情報 最終更新: 2020/06/29 17:14:29 (更新者: 受入 太郎)
最終確認: 2020/06/29 17:16:05 (確認者: 受入医師1)

● 入力項目

- ① 基本情報 本人情報、同居家族、介護者等
- ② 手帳の所持 ※ 手帳画像を取込可能
- ③ 緊急連絡先 5箇所まで入力可能
- ④ 主治医・かかりつけ医 医療機関名、担当課、医師氏名、連絡先等
- ⑤ 関係機関等 (支援事業所等) サービス種別、機関名、担当者氏名、連絡先等
- ⑥ 常用薬 ※ 処方箋画像を取込可能 内服薬、禁忌薬等
- ⑦ 輸血・検査 ※ 検査画像を取込可能 輸血日、検査日、内容等
- ⑧ 診察情報 ※ 人工呼吸器画像を取込可能 バイタルデータ、麻痺の有無、酸素投与、カニューレ詳細、人工呼吸器詳細等
- ⑨ ケア情報 寝返り詳細、介助情報等

【救急サマリーのページ】

MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム
受入 太郎さんの救急サマリー 救急サマリーに表示する項目は医師ご相談の上設定をしてください。

【救急サマリーの出力イメージ】

平時時刻表
出力日: 2020/06/29 17:14:29
2020/06/29 16:27まで利用可能
受入: 太郎
最終更新: 2020/06/29 17:14:29 (更新者: 受入 太郎)
最終確認: 2020/06/29 17:16:05 (確認者: 受入医師1)

本人情報	性別: 男 年齢: 10歳
生年月日:	2011年1月1日
電話番号:	0123456789
バイタルデータ (実測値)	脈拍: 115 体温: 36.5℃ 心拍数: 90回 呼吸数: 20回 SpO2: 97% 体重: 18kg
フレーム	マルチドック機能: なし 本人の問い合わせ歴: なし 家族の問い合わせ歴: なし
緊急時の特徴:	緊急時の特徴は、救急車からの搬送を受けた際に対応してください。

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）